

平成31年度「美原区応募型地域まちづくり支援事業」募集要項

募集期間 平成31年4月5日(金)～令和元年5月31日(金)

※校区まちづくり協議会が実施する事業が対象となります(美原区で1事業)。

1. 事業目的

近年、各地域においては、少子高齢化の進展をはじめ、地域社会の担い手不足や人と人とのつながりの希薄化、治安の悪化や災害等への不安の増大、核家族化の進展などによる子育て環境の悪化など、さまざまな課題が存在しています。

このような中、地域住民が自らの課題を自ら主体的・自己完結的に解決するための取組・事業に対して、区民評議会の審査を経て補助金を交付することで、市民協働・市民参加による地域のまちづくりを推進し、もって住民自治を促進することを目的としています。

2. 補助対象事業

補助対象事業は、校区の住民を対象に実施する、次に掲げる事業のうち、校区まちづくり協議会が**新規**に実施する事業とします。なお、**補助対象事業の開始時期は7月以降**とします。

- (1) 住民の自治意識の高揚及び連帯感の醸成を図る事業
- (2) 住民が安心して暮らせる安全安心のまちづくり事業
- (3) 住民が共に支え合う地域福祉のまちづくり事業
- (4) その他校区における課題解決や地域のまちづくり等に資する事業で、住民自治をより一層促進するための事業

なお、新規事業とは、次に掲げる事業とします。

- ① 当該協議会が既に実施した事業とは異なった目的又は手法を用いた事業
- ② 当該協議会が既に実施している事業に、内容を拡充することにより、新たな事業参加者が見込め、かつ、質的な充実、付加価値の出るものと区長が認める事業(この場合、補助金の交付は当該協議会の既存事業ごとに1回を限度とします。)

【補助対象外事業】

上記の内容にかかわらず、次に掲げる要件にあたる事業は補助対象とはしないものとします。

- (1) 私的な財産を形成するもの
- (2) 国・府など本市以外に決定権限のあるもの
- (3) 全市的な施策、計画、基準等に沿って決定すべきもの
- (4) 現金給付や一律物品給付を行うもの
- (5) 営利を目的とするもの
- (6) 政治団体又は宗教団体の活動に利用されるもの

3. 補助対象期間

補助金交付決定通知の日から令和2年3月31日までの間に実施する事業が対象となります。

4. 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施に必要な次のような経費のうち、区長が補助金の交付対象として適当と認める経費とします。

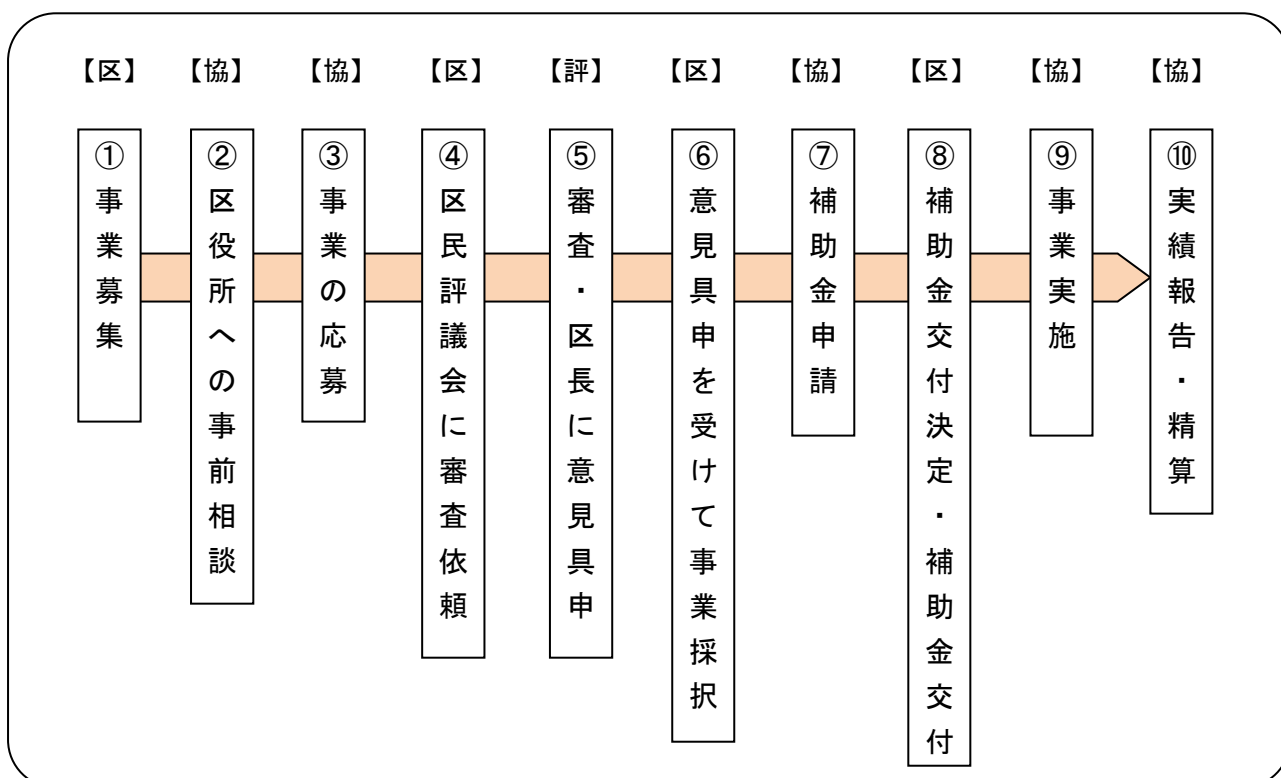
費目	説明
(1) 報償費	講師への謝礼金など
(2) 旅費	講師の旅費や事業スタッフの交通費など
(3) 需用費	2万円未満の物品の購入費用、パンフレットの作成などにかかる印刷費など
(4) 役務費	郵便代、ボランティア傷害保険など
(5) 委託料	会場設営の委託などにかかる費用
(6) 使用料及び賃借料	ホールや会議室の使用料、機材の借上料など
(7) 工事請負費	事業実施に必要な簡単な工事など
(8) 原材料費	事業実施に必要な原材料費
(9) 備品購入費	事業実施に必要な2万円以上の備品購入費など
(10) 負担金	事業のために必要な負担金など

5. 補助金額

補助金額は、120万円を上限とし、補助対象事業数は1事業となります。

6. 事業の流れ

（【協】：校区まちづくり協議会、【評】：区民評議会、【区】：区役所）



7. 応募書類

- (1) 堺市美原区応募型地域まちづくり支援事業補助金採択申請書（様式第1号）
- (2) 堺市美原区応募型地域まちづくり支援事業（採択申請）事業計画書（様式第2号）
- (3) 堺市美原区応募型地域まちづくり支援事業（採択申請）収支予算書（様式第3号）
- (4) 事業申請についての意志の決定を証する議事録

8. 審査方法

区民評議会による審査（採点）となります。

※区民評議会において、校区まちづくり協議会から事業内容の説明（質疑応答を含む）を行っていただきます。

【審査基準及び配点】

項目	主な審査ポイント	配点
① 事業の整合性	地域課題の解決に向けた住民の自助・共助の意識や地域力を向上させる取組み・事業となっているか。 地域の特性を活かしたまちづくりにつながるものであるか。	20点
② 実行性	住民の理解と協力を得ることができ、地域全体を巻き込んだ事業となっているか。 実施手法に工夫がなされているか。 事業計画や予算の内容が精査され、かつ事業効果が期待できるなど、完成度の高い内容となっているか。	20点
③ 独創性・先進性	従来地域活動とは異なった視点や形態など、新規性や工夫・アイデアがあるか。	15点
④ 公益性	不特定多数の市民の利益増進に寄与するなど、公益性の高い事業となっているか。	15点
⑤ 自立性	将来的に住民自らで実施していくことができる事業かどうか。	15点
⑥ 普及性	他の地域のモデルとなりうるものか。 他の地域にも普及が期待できるものであるか。	15点
合計		100点

9. その他

- ・ 応募書類等は返却いたしませんのでご了承ください。なお、応募書類等は本件の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。
- ・ 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

【応募・お問合せ先】

美原区役所自治推進課（担当：新川、宇野、谷内）
電話：363-9312 FAX：361-1817